

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第131号	
事故等名	引船第八美栄丸引船列座洲	
発生日月時刻	平成20年11月7日10時50分ごろ	
発生場所	広島県尾道市重井港西浜第三防波堤北灯台から真方位238° 約700m	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月17日 広島・地方事故調査官が海難報告書等を精査し、 船舶所有会社担当者から電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 引船 第八美栄丸 16トン	
船舶番号	273-7955 大阪	
船舶所有者等	天野海運有限会社	
船種・船名・総トン数	B 台船 リース252 トン数不明 25m×8m×1.5m	
船舶番号(IMO 番号)	なし	
船舶所有者等	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B 作業員1人	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A なし B なし	
事故等の経過	A船は、加工鉄板約120トンを積載したB船を曳航して阪神港を出港し、広島県尾道市重井港で揚げ、同港から次の揚げ地の愛媛県岩城島向け航行中、平成20年11月7日10時50分ごろ、重井港西方沖合の中藻洲に乗り揚げ、機関を後進にかけたところ曳航索を推進器に巻き、機関が停止した。 潜水士がロープを取り外し、船底を検査したが浸水はなく、船体に異常は認められなかった。潮が満ちてきて自力離礁し、岩城島に向かった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、初めての航路であったが海図で浅瀬の存在の確認を十分に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、A船が航行中、浅瀬の確認を十分に行わなかったため、同浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	